

文教委員会資料④

2 所管事務の調査（報告）

- (2) 川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正に伴うパブリックコメント手続の実施結果について

資料 「川崎市子ども・子育て支援法施行細則」の一部改正に伴うパブリックコメント手続の実施結果について

参考資料 パブリックコメント手続資料

こども未来局

（令和2年8月27日）

「川崎市子ども・子育て支援法施行細則」の一部改正に伴うパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「川崎市子ども・子育て支援法施行細則」の一部改正として、1月における労働時間の要件について、パブリックコメント手続の実施により、市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和2年7月20日（月）～令和2年8月18日（火）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（令和2年7月21日号掲載） ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー・児童家庭課）、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当、こども未来局子育て推進部保育対策課 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙資料の掲出等 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等 </div>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー・児童家庭課）、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当、こども未来局子育て推進部保育対策課、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等 </div>

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	9通（16件）
電子メール	6通（10件）
FAX	2通（4件）
郵送	1通（2件）
持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、「川崎市子ども・子育て支援法施行細則」の一部改正に関する賛成の御意見のほか、保育所等の利用調整等、幼児教育・保育の無償化などに関する御意見が寄せられました。

御意見については、施行細則（案）の趣旨に沿ったもの、今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの、施策に対する要望であったことから、当初案のとおり施行細則の一部改正の手続きを進めます。

【御意見に対する市の考え方の区分】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、施行細則（案）に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が施行細則（案）に沿った意見であるもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの
- D：施行細則（案）や施策に対する要望の意見であり、施行細則（案）や施策の内容の考え方等を説明するもの
- E：その他

項 目	市の考え方の区分（単位：件）					合計
	A	B	C	D	E	
(1)川崎市子ども・子育て支援法施行細則に関すること	0	8	2	0	0	10件
(2)保育所等の利用調整等に関すること	0	0	0	4	0	4件
(3)幼児教育・保育の無償化に関すること	0	0	0	1	0	1件
(4)その他	0	0	0	1	0	1件
合 計	0	8	2	6	0	16件

5 市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

（1）川崎市子ども・子育て支援法施行細則に関すること（10件）

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	64時間以上とすることに賛成します。 （同趣旨5件）	より柔軟な働き方、働く方のニーズの多様化に対応するとともに、他都市の状況も考慮し、1月当たりの労働日数や1日当たりの労働時間を廃止し、1月における労働時間数として「64時間以上」と設定します。	B
2	雇用がフルタイムではなかったり、ダブルワーク等、様々なケースがあることから、一律の日数規定ではなく、ある程度の就業時間数を基準とするよう改善されることを希望します。		
3	客観的にみると、様々な働き方に対応する良い制度だと思います。		
4	入園を検討いただく際、無償化の対象となる「保育の必要性の認定」がハードルとなり、認可外保育施設としては大変厳しい状況です。できれば48時間以上の枠まで改正していただけたら状況も少し緩和されると思います。また、待機児童数についても、ハードルを下げることで保護者の負担が減り、より選択肢が広がることで減少されると思います。	本市においては平成14年から現在の要件を継続してきたことや、近隣政令指定都市が月64時間以上としていることなどを考慮し、1月当たりの労働日数や1日当たりの労働時間を廃止する改正を行います。 今後の社会情勢の変化や待機児童対策を進める中で、必要な場合には要件の見直しについて検討していきたいと考えています。	C
5	改正については大いに歓迎しますが、将来的には48時間以上まで幅を広げていただきたい。		

（2）保育所等の利用調整等に関すること（4件）

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
6	シングル家庭や多胎児への配慮を、より一層考えていただきたいと希望します。	ひとり親世帯については、その家庭や就労の状況によって利用調整基準においてランク・指数等で配慮するとともに、保育料についても市民税所得割相当額によって経済的負担の軽減を行っています。また、多胎児については、可能な限り同一の施設に入所できるよう利用調整基準において調整項目での加点を行っています。	D

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
7	個人事業主の場合は育児休業制度がありません。既に上の子が保育園を利用している場合には、働き方に関わらず出産後1年程度は上の子の保育園継続利用が保障される制度にしていただきたい。	保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないなど、児童福祉の観点から必要と認めるときは、既に保育所に入所している上の子どもの保育所の継続利用について配慮しています。	D
8	経過措置として、同ランクで横並びになった際に、年収だけで見るのではなく、就業形態がこれまでの制度に則っているか否かも判断いただきたいです。	より柔軟な働き方、働く方のニーズの多様化に対応するための改正であり、令和3年4月の入所申請から新たに適用するものであるため、公平性の観点から経過措置は設けないこととしています。	D
9	新型コロナウイルス感染拡大による、今後の生活スタイルや働き方の変化に伴う保育ニーズに今後も柔軟に対応して欲しいです。（保育を必要とする事由の緩和）	保育を必要とする事由は、子ども・子育て支援法施行規則において規定されています。 なお、児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記で規定されている内容に類する場合には認める取扱いを行っています。	D

（3）幼児教育・保育の無償化に関すること（1件）

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
10	保育園に通う2号認定こどもは保育料が無償となっているが、幼稚園に通う新2号認定こどもは預かり保育の自己負担が大きく矛盾が生じている。同じ市が認定しているのであれば差をなくすことが原則です。独自の補助制度の検討をお願いします。	幼児教育・保育の無償化の対象範囲は、国の制度において、幼稚園、保育所、認定こども園を基本としつつ、保育の必要性がある子どもについては、保育所等に入ることのできない場合の代替的な措置として、幼稚園が実施する預かり保育や認可外保育施設等の利用についても無償化の対象としています。 なお、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の保育料については、事業者が独自に設定していることから、国は一定の補助を行っている現状があります。本市としては、引き続き、保育所の整備、幼稚園の認定こども園移行、認可外保育施設の認可化移行等により保育受入枠の拡大を図りながら、幼児教育・保育の無償化の取組を進めます。	D

(4) その他 (1件)

番号	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1 1	一時保育との棲み分けはどうなるのか知りたいです。	一時保育は従前どおり週3日までの保育となります。今回の改正案では、月64時間以上の就労の方については、認可保育所等への入所申請が可能となりますが、入所できない場合については、保育の必要性の認定を受けた上で、一時保育の利用が可能となります。なお、利用料については年齢によって異なります。	D

「川崎市子ども・子育て支援法施行細則」の一部改正について

— 市民の皆様から意見を募集します —

認可保育所等の御利用にあたっては、保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定を受けるための事由の一つとして就労要件があり、「川崎市子ども・子育て支援法施行細則」における労働時間に係る要件について改正しますので、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

令和2年7月20日（月）から8月18日（火）まで

※郵送の場合：8月18日（火）当日必着

※持参の場合：8月18日（火）17時15分まで

2 資料の閲覧場所

(1) かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

(2) 各区役所市政資料コーナー

(3) こども未来局子育て推進部保育対策課、各区役所児童家庭課、各地区健康福祉ステーション（児童家庭サービス担当）

※この他、川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」

(URL：<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/450/0000119197.html>) から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

御意見は電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆ 電子メールは、インターネットで川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、ホームページの案内に従って、専用のフォームを御利用ください。
- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。
- ◆ 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

4 意見募集結果の公表時期

令和2年8月下旬（予定）

5 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課

電話044-200-3630

FAX044-200-3933

「川崎市子ども・子育て支援法施行細則」の一部改正について

1. 改正の背景

(1) 保育の必要性の認定について

平成27年4月に『子ども・子育て支援新制度』が本格施行され、認可保育所等の利用を希望する場合は、居住する市町村から保育の必要性の認定を受けることとなりました。その中で、保育を必要とする事由が労働の場合には、「1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。」（子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号）とされましたが、市町村が地域の実情に応じて定めることができるよう10年の経過措置が設けられています。

(2) 新制度施行時の本市の対応

本市では、新制度が始まる前の労働時間（月16日以上かつ1日4時間以上）の設定を踏まえ、経過措置を活用し、川崎市子ども・子育て支援法施行細則において、労働時間に係る要件を「1月において16日以上かつ1日当たり4時間以上労働する場合の労働時間」として定めました。

(3) 社会情勢の変化等を踏まえた労働時間に係る要件の改正

- ・平成30年6月の働き方改革関連法案の成立による「長時間労働の是正」「多様で柔軟な働き方の実現」等の取組など、子育て世代を支援する国の施策が推進されています。
- ・令和2年5月には、国から新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が公表され、働き方の新しいスタイルが示されました。
- ・こうした社会情勢の変化の中で、市民から日数制限の見直しを求める声をいただいています。
- ・政令指定都市における労働時間については、20都市のうち、本市、さいたま市及び熊本市の3都市においては日数の制限を含めた時間を定めていますが、その他の都市は時間のみを定めており、横浜市、相模原市など10都市は「64時間以上」としています。

このようなことから、より柔軟な働き方、働く方のニーズの多様化に対応するとともに、他都市の状況も考慮し「保育の必要性の認定」における労働時間に係る要件を改正します。

2. 改正内容

「川崎市子ども・子育て支援法施行細則」の第3条に定める1月における労働時間の要件について、次のとおり改正します。

改正前：「16日以上かつ1日当たり4時間以上」

改正後：「64時間以上」

3. 適用時期

令和3年4月入所申請分から適用します。

4. 改正による影響

- ・月64時間以上労働していながら日数が満たない方については、日数の制限を廃止することにより保育の必要性が認められることとなります。また、日数のみの減少により認定の事由を満たさなくなる場合の緩和につながる事となります。
- ・なお、申請によって保育の必要性の認定を受けることにより、幼児教育・保育の無償化や、川崎認定保育園等保育料補助の対象となります。

5. 今後のスケジュール

7月	8月	9月	10月	11月
●常任委員会（パブリックコメント実施報告） ●パブリックコメント手続		●常任委員会（パブリックコメント結果報告） ●パブリックコメント結果公表	●令和3年度利用案内配布 ●4月入所申請開始（中旬頃）	●4月入所申請締切（中旬頃）

1 保育の必要性について（利用案内から抜粋）

認可保育所等のご利用にあたっては、保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定を受けるためには、保護者（父および母）が次のいずれかの事由に該当する必要があります。この認定については、原則、保育を必要とする期間となりますが、事由や認定区分の異動があった場合は、月単位で変更を行います。

	保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
1	月64時間以上(1日4時間以上かつ月16日以上)の就労	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間
2	妊娠、出産	出産予定日の前後各2か月程度	原則保育標準時間（保育短時間も可）
3	保護者の病気、負傷又は心身障害	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
4	同居又は長期入院している親族などの介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間
5	災害の復旧	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	原則保育標準時間（保育短時間も可）
6	求職活動又は起業の準備	2か月以内	保育短時間
7	卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学していること	職業訓練校や大学等へ通学する期間	保育標準時間又は保育短時間
8	虐待やDVの恐れがあること	小学校就学前までの保育を必要とする期間	原則保育標準時間（保育短時間も可）
9	児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記1～8に類すると、市長が認める場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間

※育児休業取得中に保育所等の利用を希望する方は、12ページの<育児休業取得中に申請する場合>をご確認ください。
 ※育児休業取得時に、既に保育所等を利用しているお子さんがいて継続利用が必要である場合は、育児休業を終了するまでの期間、原則として「保育短時間」区分での認定・利用となります。

2 保育の必要量について

2号認定又は3号認定を受ける方は、さらに、保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの認定区分に分けられ、利用可能時間が異なります。

(1)「保育標準時間」利用 : 利用可能時間は最大11時間となります。

(2)「保育短時間」利用 : 利用可能時間は最大8時間となります。

なお、保育標準時間の目安は、月120時間以上の就労などを行っている、もしくは日々8時間を超える(休憩時間や通勤時間を含みます。)保育を必要とする場合です。

<保育必要量の認定と保育時間の関係について>

「標準時間認定」と「短時間認定」の保育必要量の認定については、あくまで川崎市として、各児童が8時間から11時間までの範囲での利用となるか、8時間以内の利用となるかの大枠を決めるものであり、実際の個々の保育時間の決定は、各園においてその枠の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間、勤務実態(産休・育休中にあるか)等の状況により、調整の上、行われることとなります。入所時に必要な時間を園とご相談ください。

<イメージ>

区役所・支所

「標準時間認定」or「短時間認定」の枠の認定

各保育所等

枠の範囲内で保護者の状況により個々の保育時間を決定

他都市の状況について

【政令市】

労働時間の要件	都市名
6 4 時間以上	札幌市 仙台市 千葉市 横浜市 相模原市 新潟市 浜松市 名古屋市 堺市 神戸市
月 1 6 日以上かつ 6 4 時間以上	さいたま市
1 日 4 時間以上かつ月 1 6 日以上	川崎市
6 0 時間以上	静岡市 北九州市 福岡市
月 5 2 時間以上かつ 1 3 日以上	熊本市
4 8 時間以上	大阪市 京都市 岡山市
3 0 時間以上	広島市

【神奈川県内】

労働時間の要件	都市名
6 4 時間以上	綾瀬市 伊勢原市 海老名市 鎌倉市 座間市 茅ヶ崎市 藤沢市 南足柄市 大和市 横須賀市
月 6 4 時間以上かつ週 4 日以上	厚木市
1 日 4 時間以上かつ週 3 日以上 勤務し、週 1 6 時間以上の就労	逗子市
1 日 4 時間以上月 1 6 日以上	秦野市
1 日 4 時間以上かつ月 1 5 日以上	小田原市
6 0 時間以上	平塚市
4 8 時間以上	三浦市